

船舶事故調査報告書

平成24年7月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年7月7日 09時00分ごろ～18時24分ごろの間）
発生場所	不明（長崎県対馬市泉漁港～対馬市所在の ^{したさき} 舌埼灯台から真方位052° 16.8海里（M）付近の間）
事故調査の経過	平成23年7月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 ^{あずさ} 梓丸、4.9トン NS3-89715（漁船登録番号）、個人所有 11.65m（Lr）×2.67m×0.84m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成12年7月25日 船長 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年5月26日 免許証交付日 平成21年8月28日 （平成27年5月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年7月7日09時00分ごろ、まきおとし漁をするため、氷を約20～30kg 搭載して泉漁港を出港した。 本船は、ふだん、泉漁港北方約2Mの海域でまき餌をしたのち、一本釣りをして17時ごろ帰港していたが、僚船の船長が、12時ごろ及び15時ごろ船長の携帯電話に連絡をしたが応答がなく、予定時刻を過ぎても帰港しなかったため、17時50分ごろ上対馬町漁業協同組合の担当者が海上保安庁に通報した。 本船は、海上保安庁の巡視艇及び航空機並びに上対馬漁業協同組合所属の漁船により捜索が行われていたところ、18時24分ごろ、舌埼灯台から真方位052° 16.8M付近において、航行中の漁船により、漂流しているところを発見され、海上保安庁に通報された。 海上保安官は、19時05分ごろ、漂流中の本船に乗り移ったところ、船内に船長は見当たらず、機関が中立運転されていることが分かった。 本船は、海上保安官の操船により対馬市比田勝港に入港した。 船長は、行方不明となっていたが、後日、死亡認定により除籍された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：^{わだつみ}鱶浦地域気象観測所の観測データ</p> <p>09時00分 西南西の風 6.1m/s 10時00分 西南西の風 6.6m/s 11時00分 西南西の風 6.4m/s 12時00分 西南西の風 6.7m/s 13時00分 西南西の風 6.0m/s 14時00分 南西の風 5.7m/s 15時00分 西南西の風 5.7m/s 16時00分 西南西の風 5.1m/s 17時00分 西南西の風 5.3m/s 18時00分 南西の風 6.8m/s</p> <p>海象：波高 約1m、海水温度 約23℃</p> <p>上対馬には、強風波浪注意報が発表されていた。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>まきおとし漁は、毎日、同じ場所にまき餌をして集めた魚を釣る漁法であり、本船がまき餌をする海域は、泉漁港北方約3Mの北緯34°43.7′ 東経129°29.1′ 付近であった。</p> <p>本船は、発見時、漁具を使用した形跡がなく、機関が中立運転で漂流していた。</p> <p>本船は、船体に他船との衝突痕は認められなかった。</p> <p>船長は、ふだんから救命胴衣を着用しておらず、船内に救命胴衣1個と携帯電話があった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長は、行方不明となり、後日、死亡認定により除籍された。</p> <p>本船は、09時00分ごろ泉漁港を出港したのち、18時24分ごろ舌埼灯台北東方沖において無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が泉漁港を出港後、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 ・GPS機能付きの防水型携帯電話を常に所持し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。 	